三浦市市民交流拠点整備事業

様式集

令和5年1月30日 令和5年3月6日修正

三浦市

第1 基本事項

1 全般

- ・様式集(以下「本様式集」という。)で提案・提示を求めているすべての事項に関して記述すること。
- ・ 各提案について、明確、かつ具体的に記述すること。
- ・造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- ・ 提案書類に用いる言語は日本語、単位は SI 単位、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- ・本様式集に枚数の指定があるものは、それに従うこと。
- ・ 評価は、本様式集によるものに記載されたものについて行う。本様式集による様式以外に記載された提案は、採点の対象としない。

2 書式等

- ・ 各提出書類で使用する文字の大きさは、10 ポイント以上(図表は除く)とすること。また、 左右に15mm以上の余白を設定すること。
- ・ 提出書類の1項目が複数ページにわたる時は、左上の様式番号の次に番号を振ること。例)様式〇(1/2)
- ・ 使用ソフトは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint、JWCAD を使用すること。やむを得ず JWCAD 以外を使用する場合は、dxf 変換を行うこと。

第2 提出書類

1 提出書類

本事業に係る募集要項 第3 3応募手続き等における提出書類は以下のとおりとする。

記号				様式番号	部数	提出方法
ア	募集	要項及び別添	資料に関する質問書	様式1	1部	電子メール
イ	民間	施設及び追加]提案等に係る個別相談依頼書	様式2	1部	電子メール
	参加	表明書		様式3		
	参加	資格審査申請	青書兼誓約書	様式4		
	参加	資格審査添付	書類チェックリスト	様式5		A A MALLACY TELL
	参加	資格確認書	(設計企業)	様式6		A4 判縦型
	参加	資格確認書	(建設企業)	様式7	T 4 #17	左綴じ
ウ	参加	資格確認書	(工事監理企業)	様式8	正1部	ファイル
	参加	資格確認書	(民間施設整備運営企業)	様式9	- 副1部	郵送または
	グル	ープ構成表及	び役割分担表	様式 10		押込または 持参
	委任	:状(構成企業	美→代表企業)	様式 11		14.00
	委任	:状(代表企業	长代表者→代理人)	様式 12		
	特定	建設工事共同]企業体協定書	様式 13		
	競争	·的対話参加申	込書	様式 14	1 部	もなみずず
工	概要	提案書		様式 15	正1部	郵送または 持参
	競争	的対話に関す	る質問書	様式 16	副 5 部	行参
	追加	提案等確認申	込書	様式 17	1 部	がイナケル
オ	追加	提案等確認時	F の追加提案一覧表	様式 18	正1部	郵送または
	追加	提案等確認時	Fの追加提案等内容説明書	様式 19	副 5 部	持参
カ	参加	辞退届		様式 20	1 部	郵送または 持参
	提出	書類リスト		様式 21		A4 判縦型
	要求	水準に関する	誓約書	様式 22		左綴じ
キ					正1部	ファイル
7	価格	提案書		様式 23-1~2	副 5 部	郵送または 持参
	事業	提案書表紙		様式 24		
	事業	提案書		様式 25-1~14		
	追加	提案一覧表		様式 26	1	A4 判縦型
	追加	提案等内容談	短明書	様式 27	1	左綴じ
		敷地全体	配置図、日影図、工事計画図	_	1	ファイル
Ħ			パース、各階平面図、立面図・		正1部	(A3 判は
ク	जिल्ला जिल्ला		断面図、面積表・仕上表、構		副 10 部	A4 判折り)
	図	公共施設	造計画概要、建築設備計画概	_		
	集		要、什器・備品リスト(市調			郵送または
			達分、選定事業者調達分)			持参
		民間施設	パース、各階平面図、立面図・	_		
		1人11月7/15月X	断面図			
ケ	上記	、キ・クの提	出書類を記録した電子データ		正1部	キの正本・
/	(図	面集は JWCAD	の他 PDF も提出すること)		副 2 部	副本に添付

なお、三浦市の入札参加業者登録へ未登録の構成企業は、以下の書類のうち(ア)から(キ)の書類を提出すること。なお、募集要項 第41(1)応募者の構成等で示す建設企業に該当する場合は、(ア)から(キ)の書類に加え、(ク)、(ケ)の書類も提出すること。

記号	書類名	説明	部数	提出方法
(7)	役員名簿	監査役設置会社は監査役も記載すること		
(1)	貸借対照表 (写し)	提出日までに決算が確定している直近の		
(ウ)	損益計算書 (写し)	もの及びその前年度の2期分		
(1)	前年度の法人事業税納税 証明書(本店分) (原本)	本店の所在する都道府県が発行する法人 事業税の納税証明書 提出日から起算して、前3か月以内に発行 されたもの		
(1)	前年度の法人事業税納税 証明書(県内営業所分) (原本)	神奈川県の県税事務所が発行する法人事 業税の納税証明書 提出日から起算して、前3か月以内に発行 されたもの		A4 判縦型
(カ)	消費税及び地方消費税納 税証明書(その3)(原本)	本店所在地を所管する税務署で発行する 消費税及び地方消費税納税証明書 提出日から起算して、前3か月以内に発行 されたもの	1 部	左綴じファイル郵送また
(‡)	商業登記簿謄本(履歴事 項全部証明書)(原本)	法務局が発行するもの 提出日から起算して、前3か月以内に発行 されたもの		は持参
(1)	総合評定値通知書(写し)	建設業法施行規則第 21 条の4に規定する 通知書の写し 提出日現在有効な最新の総合評定値通知 書		
(7)	建設業許可申請書の営業 所一覧表(副本写し)	受任地を設定するしないにかかわらず、直 前の建設業許可申請書あるいは変更届に 添付した、認定申請種目全てが確認できる 営業所一覧表等の写し 神奈川県知事業者の場合は不要		

2 様式

- ・用紙サイズの指定に従い、A3判については横型、A4判については縦型で事業提案書を作成し、 横書きを基本とすること。
- ・「概要提案書(様式15)」に関しては以下のとおり作成し提案すること。

様式番号	書類名	様式 サイズ	枚数 制限
15	概要提案書	А3	2枚

・「追加提案等確認時の追加提案等内容説明書(様式 19)」に関しては、「追加提案等確認時の追加提案等一覧表(様式 18)」に示した追加提案等のうち、説明に必要な場合には以下のとおり作成し提案すること。

様式番号	書類名	様式 サイズ	枚数 制限
19	追加提案等確認時の追加提案等内容説明書	А3	各項目 1枚

・「事業提案書(様式 25-1~14)」に関しては以下のとおり作成し提案すること。

様式番号	提案事項	審査項目	様式 サイズ	枚数 制限
25-1	(1)事業計画	事業コンセプト	А3	1枚
25-2	(1)事業計画	事業実施体制・リスク分担	А3	2枚
25-3	(1)事業計画	業務工程計画	А3	2枚
25-4	(1)事業計画	事業用地全体のゾーニング	А3	2枚
25-5	(2)公共施設の整備計画	公共施設整備の考え方	А3	1枚
25-6	(2)公共施設の整備計画	公共施設の機能性	А3	2枚
25-7	(2)公共施設の整備計画	図書館整備の考え方	А3	1枚
25-8	(2)公共施設の整備計画	維持管理への配慮	А3	1枚
25-9	(2)公共施設の整備計画	環境負荷低減への配慮	А3	1枚
25-10	(2)公共施設の整備計画	施工期間中の周辺環境対策	А3	1枚
25-11	(3)民間施設の整備運営計画	民間施設の事業コンセプト	А3	1枚
25-12	(3)民間施設の整備運営計画	民間施設の整備運営計画	А3	2枚
25-13	(3)民間施設の整備運営計画	民間施設の事業計画及びリ スクへの対応	A3	2枚
25-14	(4)地域貢献	地域経済への貢献	A4	1枚

・「追加提案等内容説明書(様式27)」に関しては、「追加提案一覧表(様式26)」に示した追加提案等の内容の説明が必要な場合には、補足資料として以下のとおり作成し提案すること。

様式番号	書類名	様式 サイズ	枚数 制限
27	追加提案等内容説明書	А3	2枚

3 提出方法

・ 第2 1提案書類で記載する記号キ・クの事業提案書表紙には、次のとおり表記すること。

正本の場合副本の場合正本副本 ○ / 10○○(単独企業名又はグループ名)○○(単独企業名又はグループ名)

- ・第2 1提案書類で記載する記号キ・クの提出書類について、適宜インデックスを付けること。
- ・第2 1提案書類で記載する記号ケの電子媒体のタイトル面には、単独企業名又はグループ名を明記すること。
- ・第2 1提案書類で記載する記号ケには、表キ・クのデータを保存すること。なお、Microsoft Excel 形式の電子データは出来るだけ計算式がわかるようにする他、JWCAD 及び dxf 変換した ファイルについては、PDF 形式も併せて提出すること。

4 その他

・ 応募を辞退する場合は、様式 20 を作成し、1 部提出すること。

第3 提案に係る記載内容等

各記載について、以下のとおりとする。様式集の各様式に従って記載すること。なお、計画図の 作成に際し、以下の内容に留意すること。

- ・ 計画図は A2 サイズでの作成を原則とする。
- ・計画図の作成に際し、「計画図ひな形.dxf」を用いること。
- ・配置図の作成に際し、「造成工事完了図.dxf」を用いること。
- ・配置図は、周辺道路や隣接地との関係が分かる表現とすること。
- ・ 平面図は、原則として、各階作成するものとするが、基準階がある場合には、この限りとしない。
- ・ 立面図は、2面以上作成すること。
- ・ パースは、内観及び外観の各1箇所以上作成すること。

募集要項及び別添資料に関する質問書

(宛先) 三浦市長

商号又は名称	
所在地又は住所	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メールアドレス	

	T						Lanco
No.	書類名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問
例	募集要項	1	第1	1	ア	•••	●●●について…
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※1つの記入欄あたり1つの質問をご記入ください。

※必要に応じ、行を追加してください。

民間施設及び追加提案等に係る個別相談依頼書

(宛先) 三浦市長

商号又は名称	
所在地又は住所	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メールアドレス	

「三浦市市民交流拠点整備事業」に関する民間施設及び追加提案等に係る個別相談を申し込みます。

■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
	電話番号	
連絡先	FAX	
	メールアドレス	

	S 1	
相談	たい内	涇

一一相談したく自名		

 \Box

参加表明書

単独企業名又はグループ名

(宛先) 三浦市長

商号又は名称

所在地又は住所

代表者名

	/ l> ++	商号又は名称	
	代表企業	所在地又は住所	
	止未	代表者名	Ð
「三浦市市民交流:	拠点整備	請事業」に係る事業者	- 募集について、次の構成企業による
(単独企業名又はグ	ループ名	呂)	として参加することを、指定の書式を添
えて表明します。			
代表企業(担当業務	务:)	
商号又は名称			
所在地又は住所			
代表者名			Ð
構成企業(1) (担当	当業務:)	
商号又は名称			
所在地又は住所			
代表者名			Ð
構成企業(○ 番号	を記入)	(担当業務:)

※本様式に準じて、適宜記入欄及び枚数を追加すること。

参加資格審査申請書兼誓約書

(宛先) 三浦市長

単独企業名又はグループ名		
(小士	商号又は名称	
代表企業	所在地又は住所	
	代表者名	Ð

「三浦市市民交流拠点整備事業」に係る事業者募集について、別紙様式 3 の提出により参加表明するとともに、本紙及び必要な添付書類を提出しますので、参加資格審査いただきますようお願いします。

なお、募集要項の規定に基づく応募者の参加資格要件を満たしていること、本紙、その他の様式及び添付書類のすべての記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

参加資格審査添付書類チェックリスト

参加する全ての構成企業について、以下の添付書類を提出すること。

提出対象企業	添付書類の概要		市確認
全ての設計企	① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づ く一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書 類	確認	
業(募集要項 第41(2)ア (エ))	② 平成 19 年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積 4,500 ㎡以上の官公庁の庁舎、又は民間企業の事務所の実 施設計を履行した実績を証する書類 ③ 配置する設計管理技術者が過去 3 か月以上の雇用関係に		
	あり、一級建築士の資格を有する者であることを証する書 類		
	① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定 による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けてい ることを証する書類		
全ての建設企業に要なる	② 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値(経営 事項審査総合評定値)1,001点以上であること。ただし、 複数で参加する場合は、主たる建築企業以外の企業の総合 評定値が801点以上を証する書類		
業(募集要項 第41(2)ア (オ))	③ 平成 19 年度以降に完成及び引渡しが完了した延べ面積 4,500 ㎡以上の官公庁の庁舎、又は民間企業の事務所の建 築一式工事(躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の 部分)の実績を証する書類		
	④ 配置する建設業法 26 条第 2 項の規定による監理技術者が 過去 3 か月以上の雇用関係にあり、一級建築施工管理技士 若しくは一級建築士の資格を有する者であることを証す る書類		
全ての工事監理企業(募集要項第41(2)ア(カ))	① 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類 ② 配置する監理業務管理技術者が過去 3 か月以上の雇用関係にあり、一級建築士の資格を有する者であることを証する書類		
全ての民間施 設整備運営企 業(募集要項 第41(2)イ)	① 提案内容と同等又は類似の業務等に係る実績を証する書類		

※添付した書類を確認のうえ、事業者確認欄に○を付して提出すること。

参加資格確認書(設計企業)

<設計企業>

企業名

※複数の設計企業がある場合は、企業毎に本様式を作成すること。

<実績>

業務名称	発注者	履行期間	延床面積	構造	供用開始

- ※上記実績を証明する資料(契約書の写し等)を添付すること。
- ※記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること。

<業務実施に必要な資格(許可、登録、認定等)>

資格・許認可名称	関係法令	取得時期	有効期間

- ※担当する業務を実施するにあたり法人として必要となる資格や許認可を記載すること。
- ※上記資格を証明する資料(証書の写し等)を添付すること。
- ※記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること。

参加資格確認書 (建設企業)

<建設企業>

企業名

※複数の建設企業がある場合は、企業毎に本様式を作成すること。

<実績>

業務名称	発注者	履行期間	延床面積	構造	供用開始

- ※上記実績を証明する資料(契約書の写し等)を添付すること。
- ※記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること。

<業務実施に必要な資格(許可、登録、認定等)>

資格・許認可名称	関係法令	取得時期	有効期間

- ※担当する業務を実施するにあたり法人として必要となる資格や許認可を記載すること。
- ※上記資格を証明する資料(証書の写し等)を添付すること。
- ※記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること。

参加資格確認書(工事監理企業)

<工事監理企業>

 · <u> </u>
企業名

※複数の工事監理企業がある場合は、企業毎に本様式を作成すること。

<業務実施に必要な資格(許可、登録、認定等)>

資格・許認可名称	関係法令	取得時期	有効期間

- ※担当する業務を実施するにあたり法人として必要となる資格や許認可を記載すること。
- ※上記資格を証明する資料(証書の写し等)を添付すること。
- ※記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること。

様式 9

参加資格確認書(民間施設整備運営企業)

<民間施設整備運営企業>

企業名

※複数の民間施設整備運営企業がある場合は、企業毎に本様式を作成すること。

<実績>

業務等名称	内容(業務内容、発注者、履行期間等)

※上記実績を証明する資料(契約書の写し等)を添付すること。

※記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること。

<業務実施に必要な資格(許可、登録、認定等)>

資格・許認可名称	関係法令	取得時期	有効期間

※担当する業務を実施するにあたり法人として必要となる資格や許認可を記載すること。

- ※上記資格を証明する資料(証書の写し等)を添付すること。
- ※記入欄が足りない場合は適宜行を追加すること。

グループ構成表及び役割分担表

代表企業		
企業種別(該当する企業種別の		□設計企業・□建設企業・□工事監理企業
四角を塗る	3)	□民間施設整備運営企業
役割の詳約	細	
商号又は名	名称	
所在地又/	は住所	
	氏名	
	所属	
担当者	所在地又は住所	
	電話/FAX	
	E-mail	
構成企業		
企業種別	(該当する企業種別の	□設計企業・□建設企業・□工事監理企業
四角を塗る)		□民間施設整備運営企業
役割の詳細	細	
商号又は名	名称	
所在地又/	は住所	
	氏名	
	所属	
担当者	所在地又は住所	
	電話/FAX	
	E-mail	

※本様式に準じて、適宜記入欄及び枚数を追加すること。

※全ての構成企業分の表を作成するものとし、企業毎に記入欄を増やし記入すること。

委任状

(宛先) 三浦市長

単独企業名又はグループ名		
推土	商号又は名称	
構成企業	所在地又は住所	
业术	代表者名	Ð

下記のとおり代表企業代表者を代理人と定め、「三浦市市民交流拠点整備事業」の応募に関する一切の権限を委任致します。

記

1 事業名

三浦市市民交流拠点整備事業

2 委任事項

- (1) 事業に関する参加表明について
- (2) 事業に関する参加資格審査申請について
- (3) 事業に関する応募辞退について
- (4) 事業に関する応募及び提案について
- (5) 事業に関する契約の締結について
- (6) 受任者(代理人)の選任について

3 受任者(代表企業)

商号又は名称	
所在地又は住所	
代表者名	Ð

※この委任状は、構成企業から代表企業へ権限を委任する際に用いること。

※本様式に準じて、適宜記入欄及び枚数を追加すること。

※同委任状は、構成企業ごとに複数枚で提出することも可能とする。その場合、構成企業の記入欄を、本様式に準じて適宜削除すること。

委任状

(宛先) 三浦市長

単独企	業名又はグループ名	
15年	商号又は名称	
代表企業	所在地又は住所	
业术	代表者名	Ð

下記のとおり代理人を定め、「三浦市市民交流拠点整備事業」の応募に関する一切の権限を委任致します。

記

1 事業名

三浦市市民交流拠点整備事業

2 委任事項

- (1) 事業に関する参加表明について
- (2) 事業に関する参加資格申請について
- (3) 事業に関する応募辞退について
- (4) 事業に関する契約の締結について
- (5) 事業に関する応募及び提案について

3 受任者(代理人)

商号又は名称	
所在地又は住所	
氏名	Ð

受任者使用印鑑

印

※この委任状は、代表企業代表者から代理人へ権限を委任する際に用いること。

特定建設工事共同企業体協定書「甲型」(案)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 三浦市発注に係る三浦市市民交流拠点整備事業のうち公共施設整備(当該工事内容の変 更に伴う工事を含む。以下単に「本事業」という。)の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〔

〕(以下

「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〔

〕に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、本事業の請負契約の履行後●ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本事業を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〔

〕を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを 名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部 分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該本事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の 基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ 重要な事項について協議の上決定し、本事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本事業の請負契約の履行及び下請契約その他の本事業の実施に伴い当企業 体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、 〕とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金 を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に関する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条 第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

[] 社は、上記のとおり、[

〕共同

企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〔〕通を作成し、各通に構成員が記名捺 印し、各自所持するとともに、三浦市へ申請書類として1通提出するものとする。

年 月 日

囙

印

印

※参加表明書及び参加資格申請書等の受付時に、「特定建設工事共同企業体協定書(案)」として押印せずに提出することも可とする。その場合、事業提案書の提出時に押印の上、「特定建設工事共同企業体協定書」を提出すること。

特定建設工事共同企業体協定書「乙型」(案)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 三浦市発注に係る三浦市市民交流拠点整備事業のうち公共施設整備(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「本事業」という。)の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〔

(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〔

〕に置く。

]

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、本事業の請負契約の履行後●ヶ月以内 を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本事業を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〔

〕を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本事業の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもつて請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者 と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。



2 前項に規定する分担工事の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、本事業の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請 負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 〕とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営 委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを 負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるもので

はない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合においては、 残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共 同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

[] 外[] 社は、上記のとおり、[] 共同 企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書[] 通を作成し、各通に構成員が記名捺

印し、各自所持するとともに、三浦市へ申請書類として1通提出するものとする。

年 月 日

印

印

印

※参加表明書及び参加資格申請書等の受付時に、「特定建設工事共同企業体協定書(案)」として押印せずに提出することも可とする。その場合、事業提案書の提出時に押印の上、「特定建設工事共同企業体協定書」を提出すること。

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

三浦市発注に係る三浦市市民交流拠点整備事業については、○○特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する本事業の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

- ○○建築工事 ○○建設株式会社 ○○円
- ○○実施設計·施工監理 ○○設計株式会社 ○○円

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書○ 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

印

印

印

※この「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」は、仮工事請負契約(設計・施工 一括)の締結前に提出すること。

競争的対話参加申込書

(宛先) 三浦市長

単独企業名又はグループ名		
华丰	商号又は名称	
代表企業	所在地又は住所	
止木	代表者名	Ð

「三浦市市民交流拠点整備事業」に関する競争的対話への参加を申し込みます。

■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	

単独企業名又はグループ名	テーマ	①事業コンセプト、②事業用地全体のゾーニング、③公共施設整備の考え方、④民間施設の事業コンセプト

単独企業名又はグループ名	テーマ	①事業コンセプト、②事業用地全体のゾーニング、③公共施設整備の考え方、④民間施設の事業コンセプト

競争的対話に関する質問書

(宛先) 三浦市長

単独分	企業名又はグループ名	
代表企業	商号又は名称	
	所在地又は住所	
	代表者名	
担当者	担当部署名	
	担当者名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問
例	募集要項	1	第1	1	(1)	•••	●●●について…
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※1つの記入欄あたり1つの質問をご記入ください。

※必要に応じ、行を追加してください。

追加提案等確認申込書

(宛先) 三浦市長

単独企	業名又はグループ名	
(4) 丰	商号又は名称	
代表企業	所在地又は住所	
11.71	代表者名	Ð

「三浦市市民交流拠点整備事業」に関する追加提案等の確認を申し込みます。

■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
	電話番号	
連絡先	FAX	
	メールアドレス	

様式 18 追加提案等確認時の追加提案一覧表

確認番号	項目	追加提案内容
1		
2		
3		
4		
4		
5		
6		
7		
	<u> </u>	

参加辞退届

(宛先) 三浦市長

単独企	業名又はグループ名	
(小丰	商号又は名称	
代表企業	所在地又は住所	
业米	代表者名	Ð

「三浦市市民交流拠点整備事業」の募集要項に基づき、参加表明書を提出しましたが、都合 により参加を辞退します。

提出書類リスト

(宛先) 三浦市長

単独企	業名又はグループ名	
代表	商号又は名称	
企業	所在地又は住所	
业人	代表者名	Ð

令和5年1月30日付けで公表のありました「三浦市市民交流拠点整備事業」の募集について、資格審査を通過した者として、募集要項等に基づき、下表に示す提案審査書類一式を提出します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

<提出書類>

提出書類	書類名			様式番号	部数	応募者	市
記号						確認欄	確認欄
	提出書類リスト			様式 21	正1部副5部		
丰	要求水準に関する誓約書			様式 22			
	価相	格提案書		様式 23-1~2	. шло пр		
	事	業提案書表約	£	様式 24			
	事業提案書			様式 25-1~14	· 		
	追	加提案一覧表	र्दे	様式 26			
	追	加提案等内容	P.説明書	様式 27			
	図面集	敷地全体 配置図、日影図、工事計画図		-	正1部		
9		公共施設	パース、各階平面図、立面図・ 断面図、面積表・仕上表、構造 計画概要、建築設備計画概要、 什器・備品リスト(市調達分、 選定事業者調達分)	_	副 10 部		
		民間施設	パース、各階平面図、立面図・ 断面図	_			
ケ	上	上記、キ・クの提出書類を記録した電子データ		_	正1部 副2部		

※添付した書類を確認のうえ、応募者確認欄に○を付して提出すること。

※電子データとして提出する図面集は JWCAD の他、PDF も提出すること。

※提出書類記号クは、キの正本・副本に添付すること。

令和 年 月 日

要求水準に関する誓約書

(宛先) 三浦市長

単独企	業名又はグループ名	
(4) 丰	商号又は名称	
代表企業	所在地又は住所	
业人	代表者名	Ð

令和5年1月30日付で公表のありました「三浦市市民交流拠点整備事業」の募集において、本事業提案書一式は、募集要項等に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

令和 年 月 日

価格提案書

(宛先) 三浦市長

単独企	業名又はグループ名	
44	商号又は名称	
代表企業	所在地又は住所	
11/4	代表者名	Ð

代理人	商号又は名称	
の場合	所在地又は住所	
-2 300 🗀	代理人名	Đ

事業名:三浦市市民交流拠点整備事業

下記のとおり、「三浦市市民交流拠点整備事業」における募集要項等の各条項を承諾のうえ、 応募します。下記金額は、取引に係る消費税及び地方消費税込の金額であり、下記の金額をも って、三浦市市民交流拠点整備事業のうち公共施設整備業務を実施します。

公共施設整備に係る請負代金

	百	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
_											
台計											
н											

※金額は、算用数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。

※代理人による応募の場合は、応募者欄及び代理人欄に記載すること。

三浦市市民交流拠点整備事業費

概要書

①公共施設整備に係る請負代金

項目	円
公共施設整備費	
消費税及び地方消費税	
合計	

②土地の賃借料

項目	円
土地の賃借料	
消費税及び地方消費税	
合計	

③その他民間施設の運営等や追加提案等に伴って生じる市の収入や支出

項目	円
合計	

※その他民間施設の運営等や追加提案等に伴って生じる市の収入や支出がある場合は、消費税及び地方消費税抜き及び消費税及び地方消費税込みの費用の両方を記載すること。

※「様式 23-1 公共施設整備に係る請負代金」と整合するように記載すること。

※公共施設整備に係る請負代金と土地の賃借料及びその他の内訳及び積算根拠をそれぞれ任意 様式で添付すること。

※必要に応じて欄を追加すること。

令和 年 月 日

事業提案書

(宛先) 三浦市長

単独企	業名又はグループ名	
(小丰	商号又は名称	
代表 企業	所在地又は住所	
	代表者名	Ð

次の件について、事業提案書を提出します。

件名: 三浦市市民交流拠点整備事業

様式 25-1 (1/1)

(1)事業計画	審査の	 ・本事業の基本コンセプトを理解し、実現する計画となっているか
車業コンセプト	組占	本事未の基本・シェクトを住所し、天光・切り固となっているが

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 事業提案のコンセプト
- ・本事業の基本コンセプトを踏まえた事業提案全体のコンセプト
- ・多様な人々の来訪・交流の促進に関する提案と具体的な取組み方針
- ・提案する公共施設、民間施設の市民交流の実現の観点からみた特徴
- 2. シビックプライド向上に資する取組みの考え方
- ・シビックプライドを向上させるために本事業を通じた産業・資源等のサステナビリティへの貢献や三浦市の魅力向上・発信の取組み

様式 25-2 (1/2)

	(1)事業計画 事業実施体制・リスク分担	審査の	・公共施設整備業務及び民間施設整備運営業務が確実かつ円滑に実施できる体制が構築されているか
		根点	・代表企業及び各構成企業等の役割と責任の範囲が明確か
		况点	・リスク顕在化時の効果的な対応の仕組みが具体的に提案されているか

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 確実かつ円滑に業務を実施するための体制や取組み
- 本事業の実施体制
- ・構成企業間の連携体制等の本事業を確実かつ円滑に実施するための工夫
- ・市と事業者との適切な連絡・調整の体制
- 2. 各構成企業の役割と責任
- ・市と事業者との連携のあり方
- 代表企業の役割と責任の範囲
- ・その他構成企業の役割と責任の範囲
- ・その他協力企業等の関与のあり方
- 3. リスク顕在時の適切な対応の仕組み
- ・本事業で想定されるリスク
- ・リスクへの対応の方法

様式 25-2 (2/2)

1.3(* (-) -)		
(1)事業計画	審査の視点	・公共施設整備業務及び民間施設整備運営業務が確実かつ円滑に実施できる体制が構築されているか
東光字坛/大型 - 11 フカ八年		・代表企業及び各構成企業等の役割と責任の範囲が明確か
事業実施体制・リスク分担		・リフカ顕左ル時の効果的な対応の仕組りが具体的に担実されているか

(前ページからの続き)

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 確実かつ円滑に業務を実施するための体制や取組み
- 本事業の実施体制
- ・構成企業間の連携体制等の本事業を確実かつ円滑に実施するための工夫
- ・市と事業者との適切な連絡・調整の体制
- 2. 各構成企業の役割と責任
- ・市と事業者との連携のあり方
- ・代表企業の役割と責任の範囲
- ・その他構成企業の役割と責任の範囲
- ・その他協力企業等の関与のあり方
- 3. リスク顕在時の適切な対応の仕組み
- ・本事業で想定されるリスク
- ・リスクへの対応の方法

様式 25-3 (1/2)

(1)事業計画	審査の	・公共施設の供用開始までの実現可能性の高いスケジュールが具体的に提案されているか
業務工程計画	視点	・民間施設の事業期間終了までの実現可能性の高いスケジュールが具体的に提案されているか

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 開業までの業務工程計画(公共施設、民間施設)
- ・想定する業務工程とスケジュール
- ・確実に工期や開業時期を遵守するための工程管理の工夫
- ・公共施設に関する全体ネットワーク工程表(出来高曲線を含む)
- ・民間施設の開業時期を遵守するための具体的な取組み
- 2. 開業後の業務工程計画(民間施設)
- ・民間施設開業後の民間施設運営事業におけるマネジメントの考え方
- ・民間施設に関する開業から事業期間終了までのスケジュールと実施内容
- ・民間施設に関する年間スケジュールと実施内容(開業初年度から3年間)

様式 25-3 (2/2)

(1)事業計画	審査の	・公共施設の供用開始までの実現可能性の高いスケジュールが具体的に提案されているか
業務工程計画	視点	・民間施設の事業期間終了までの実現可能性の高いスケジュールが具体的に提案されているか

(前ページからの続き)

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 開業までの業務工程計画(公共施設、民間施設)
- ・想定する業務工程とスケジュール
- ・確実に工期や開業時期を遵守するための工程管理の工夫
- ・公共施設に関する全体ネットワーク工程表(出来高曲線を含む)
- ・民間施設の開業時期を遵守するための具体的な取組み
- 2. 開業後の業務工程計画(民間施設)
- ・民間施設開業後の民間施設運営事業におけるマネジメントの考え方
- ・民間施設に関する開業から事業期間終了までのスケジュールと実施内容
- ・民間施設に関する年間スケジュールと実施内容(開業初年度から3年間)

様式 25-4 (1/2)

(1)事業計画	審査の	 ・交流拠点としての一体性を確保する工夫がなされているか
事業用地全体のゾーニング	視点	・ 文加拠点としての 仲正で能休りる工大がなされているか

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 事業用地全体のゾーニング計画
- ・事業用地全体における施設配置等のゾーニングの考え方
- ・交流拠点としての一体性を確保するための工夫
- ・地形の特徴を踏まえ、回遊性の確保やユニバーサルデザイン等に配慮した交流促進のイメージと動線計画

様式 25-4 (2/2)

(1)事業計画	審査の	 ・交流拠点としての一体性を確保する工夫がなされているか
事業用地全体のゾーニング	視占	大小阪ぶとしてい 仲正で唯体する工人がなられているが

(前ページからの続き)

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 事業用地全体のゾーニング計画
- ・事業用地全体における施設配置等のゾーニングの考え方
- ・交流拠点としての一体性を確保するための工夫
- ・地形の特徴を踏まえ、回遊性の確保やユニバーサルデザイン等に配慮した交流促進のイメージと動線計画

様式 25-5 (1/1)

様式 25−5(1/1)						
(2)公共施設の整備計画	審査の	・公共施設の合理的な棟別配置が提案されているか				
公共施設整備の考え方	視点	・利用目的に適した諸室階構成が具体的に提案されているか				
以下の事項について指定の	枚数以内で携	- 是案内容を記載してください。				
1.公共施設の合理的な棟別						
・棟別配置の考え方と具体						
アクセシビリティの高い。		考え方				
2.利用目的に適した諸室階						
・機能関連図を踏まえた諸		考之方				
・フレキシビリティの確保の考え方 ・使い易さとセキュリティの確保を両立させた動線への配慮						
・使い易さとセキュリティの確保を両立させた動線への配慮						

様式 25-6 (1/2)

(2)公共施設の整備計画	審査の	・将来の変化に柔軟に対応できる平面計画が提案されているか・各諸室の特性に応じ、機能性・利便性に配慮した提案がされているか・セキュリティ確保や事故防止、災害時の安全確保等に対する具体的
公共施設の機能性	視点	な提案がされているか

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 将来の変化等に対するフレキシビリティの確保策
- ・組織変更や用途転用等の将来の変化に対応する工夫
- ・未使用時に多目的利用可能な平面計画
- ・多様な執務環境の変化に対応する提案
- 2. 利用目的に適した機能性・利便性の確保策
- ・公共施設全体の平面計画の考え方
- ・来庁者の利便性に関する配慮事項
- ・職員の業務効率や生産性の向上に寄与する整備内容
- ・機能性・利便性を高める什器・備品等の提案
- 3. 安全性の確保策
- ・セキュリティ確保のための具体的な提案
- ・施設内事故防止の観点からの配慮事項
- 災害時の安全確保への配慮事項

様式 25-6 (2/2)						
(2)公共施設の整備計画	- 審査の	・将来の変化に柔軟に対応できる平面計画が提案されているか				
ハ ###=TL の #W 4K kk	一番金の一視点	・各諸室の特性に応じ、機能性・利便性に配慮した提案がされているか				
公共施設の機能性	154.75	・セキュリティ確保や事故防止、災害時の安全確保等に対する具体的な提案がされているか				
(前ページからの続き)						
以下の事項について指定の材	女数以内で	是案内容を記載してください。				
1. 将来の変化等に対するフ	レキシビリ	ティの確保策				
・組織変更や用途転用等の料	好来の変化!	こ対応する工夫				
・未使用時に多目的利用可能	・未使用時に多目的利用可能な平面計画					
・多様な執務環境の変化に対	対応する提供					
2.利用目的に適した機能性	2.利用目的に適した機能性・利便性の確保策					
・公共施設全体の平面計画の	・公共施設全体の平面計画の考え方					
	・来庁者の利便性に関する配慮事項					
・職員の業務効率や生産性の	・職員の業務効率や生産性の向上に寄与する整備内容					

・機能性・利便性を高める什器・備品等の提案

・セキュリティ確保のための具体的な提案 ・施設内事故防止の観点からの配慮事項

・災害時の安全確保への配慮事項

3.安全性の確保策

様式 25-7(1/1) (2)公共施設の整備計画	審査の	たさのせ 1. 4. 7 状型に担ぐ 1. 1. 1回事始動性のより土が担 な として1、7 4.			
図書館整備の考え方	視点	・交流の核となる施設に相応しい図書館整備のあり方が提案されているか			
以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。					
1. 交流の核となる施設に相応しい図書館整備のあり方					
・交流の核となる図書館の設計方針					
・多様な市民の居場所として心地良い空間の計画					
2. 図書館の整備計画					
・図書館の諸室機能構成					

- ・周辺の各施設と図書館との配置関係、動線
- ・図書や図書館機能の保護を図る計画

様式 25-8 (1/1)

(2)公共施設の整備計画	審査の	・日常の修繕、維持管理、設備機器取扱い等のしやすさへの配慮が具体的に提案されているか
維持管理への配慮	視点	・ライフサイクルコストの縮減、耐久性等に配慮した効率的な施設・設備計画が具体的に提案されているか

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1.日常の修繕、維持管理、設備機器取扱い等のしやすさへの配慮
- ・日常の清掃や修繕のしやすさに配慮した材料選定等の提案
- ・維持管理費の縮減に繋がる配慮事項
- 2. ライフサイクルコストの縮減、耐久性等に配慮した効率的な施設・設備計画
- ・ライフサイクルコストの縮減に対する方策
- ・耐久性等への配慮

(2)公共施設の整備計画	審査の	・環境負荷の低減、資源の汚染への配慮、LCC02 の削減等の環境共生や建物断熱性能による地球温暖化防止への配慮等がなされているか			
環境負荷低減への配慮	視点	・再生可能エネルギーの活用をはじめとした地球温暖化対策に積極的に取り組み、「ゼロカーボンシティみうら」を目指した施設計画がされているか			
以下の事項について指定の枚	て数以内で提	- 案内容を記載してください。			
1. 地球温暖化防止への配慮					
・環境性能の向上に対する考え方と設計または運用に反映する内容					
・設備設計における配慮事項					
・平面計画その他における配慮事項					
・省エネルギー等、エネルギー効率を高めるための取組み					
・有エイルヤー等、エイルヤー効率を高めるための取組み 2.「ゼロカーボンシティみうら」の実現に資する取組み					

・再生可能エネルギーの活用等、「ゼロカーボンシティみうら」の実現に資する取組み

様式 25-10(1/1)
(2)公共施設の整備計画 審査の ・周辺環境に配慮した施工期間中の騒音対策等が提案されているか
施工期間中の周辺境境対策 視点
以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。
1. 施工期間中の周辺環境対策
・施工期間中の周辺住民の生活環境及び周辺施設に配慮
・安全確保、振動、騒音、粉塵、悪臭等に係る対策を講じた仮設計画・施工計画
・市が行う道路整備等の工事との適切な調整のあり方

様式 25-11 (1/1)

(3)民間施設の整備運営計画 審査の 民間施設の事業コンセプト

視点

・市が求める基本コンセプトと合致し、市民交流拠点の形成に資する民間施設の事業内容が具体的に提案されているか

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 民間施設に関する提案のコンセプト
- ・本事業の基本コンセプトを踏まえた民間施設の導入コンセプト
- ・民間施設における市民交流の実現の考え方
- ・公共施設その他周辺施設や地域と連携した市民交流の実現の考え方
- 2. 民間施設の整備運営におけるシビックプライド向上と地域経済に資する取組みの考え方
- ・シビックプライドを向上させるために民間施設整備運営事業を通じた産業・資源等のサステナビリティへの貢献や三浦市の魅力向上・発信の取組み
- 3. 市民交流拠点の形成に資する民間施設の事業内容
- ・導入する民間施設とその具体的な事業内容

様式 25-12 (1/2)

(3) 民間施設の整備運営計画 審査の 民間施設の整備運営計画

視点

・市が求める基本コンセプトを踏まえ、市民交流拠点にふさわしい民間施設の整備運営計画が提案されているか

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 民間施設整備運営事業の実施体制
- ・民間施設整備運営事業のマネジメント体制(各民間施設の実施者、その他の関係者等)
- ・民間施設間の一体性を確保するための工夫や民間施設間の連携体制
- 2. 民間施設の整備計画
- ・民間施設の合理的な配置計画・施設構成
- ・その他の配慮(動線の工夫、環境負荷低減への配慮、施工中の周辺環境対策)
- 3. 民間施設の運営内容
- 導入する各施設の概要と運営内容
- ・導入する各民間施設の目標や取組み方法
- ・事業期間にわたって市民交流を継続するための方策

様式 25-12 (2/2)

(3) 民間施設の整備運営計画 審査の 民間施設の整備運営計画

視点

・市が求める基本コンセプトを踏まえ、市民交流拠点にふさわしい民間施設の整備運営計画が提案されているか

(前ページからの続き)

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 民間施設整備運営事業の実施体制
- ・民間施設整備運営事業のマネジメント体制(各民間施設の実施者、その他の関係者等)
- ・民間施設間の一体性を確保するための工夫や民間施設間の連携体制
- 2. 民間施設の整備計画
- 民間施設の合理的な配置計画・施設構成
- ・その他の配慮(動線の工夫、環境負荷低減への配慮、施工中の周辺環境対策)
- 3. 民間施設の運営内容
- ・導入する各施設の概要と運営内容
- ・導入する各民間施設の目標や取組み方法
- ・事業期間にわたって市民交流を継続するための方策

様式 25-13 (1/2)

(3)民間施設の整備運営計画

民間施設の事業計画及びリ スクへの対応 審査の _{また}

・事業期間にわたる安定した事業継続のための方策について具体的な提案がされているか。 また、投資計画や事業収支計画等、民間施設での事業実現性・事業継続性が定量的に示されているか。 特に長期の事業期間における社会情勢や需要の変化等を想定し、それらに対する対応策が提案されているか

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

視点

- 1. 導入する各民間施設の事業計画
- ・民間施設全体の事業計画(初期投資計画・資金計画・収支計画等)
- ・導入する各民間施設の事業計画(初期投資計画・資金計画・収支計画等)
- ・その他民間施設の運営等や追加提案等に伴って生じる市の収入や支出
- 2. 民間施設で想定されるリスクへの対応
- ・民間施設の整備運営で特に留意すべきリスク
- ・リスクへの対応方策

様式 25-13 (2/2)

(3)民間施設の整備運営計画

民間施設の事業計画及びリ スクへの対応 審査の 視点 ・事業期間にわたる安定した事業継続のための方策について具体的な提案がされているか。 また、投資計画や事業収支計画等、民間施設での事業実現性・事業継続性が定量的に示されているか。 特に長期の事業期間における社会情勢や需要の変化等を想定し、それらに対する対応策が提案されているか

(前ページからの続き)

以下の事項について指定の枚数以内で提案内容を記載してください。

- 1. 導入する各民間施設の事業計画
- ・民間施設全体の事業計画(初期投資計画・資金計画・収支計画等)
- ・導入する各民間施設の事業計画(初期投資計画・資金計画・収支計画等)
- ・その他民間施設の運営等や追加提案等に伴って生じる市の収入や支出
- 2. 民間施設で想定されるリスクへの対応
- ・民間施設の整備運営で特に留意すべきリスク
- ・リスクへの対応方策

(1) ULL (1)	l					
(4) 地域貢献	審査の	・本事業に関連する業務を担う市内企業や市内調達等について具体的に提案され				
地域経済への貢献	視点	ているか				
以下の事項について	「指定の枚	数以内で提案内容を記載してください。				
1.市内企業や市内調達等に関する取組み						
・市内企業との連携や市内調達等に関する具体的な取組み						

様式 26 追加提案一覧表

追加提案	中庭术 克衣	
番号	項目	追加提案内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		